

第 12 回支援委員会報告より、「被災教会支援金への取り組み」について

統括主任 飯塚拓也

「東日本大震災」被災支援委員会の第 12 回委員会が、2 月 7 日(火)の午後 6 時からもたれました。この日は常置委員会が午前 10 時 30 分より行われましたので、そこで話し合われた支援の課題を夜の支援委員会で検討することとなりました。

教区の支援委員会で取り組んでいる課題は、教区内で被災した教会・幼稚園や保育園などの教会関連施設・アジア学院の建物被害への支援です。すでに報告をしていますが、関東教区のそれらの建物被害の総額は 10 億を超えるほどです。関東教区では、「新潟県中越地震」による被災を体験していますが、その際の建物の被害の数倍もの大きさの被害が今回起きています。東北や奥羽の被害に関心が向きがちですが、関東教区の建物被害の大きさについて関心と呼び起こさなければならぬのです。

「教会建物等復旧工事支援申請並びに信徒宅被害のご案内」を 12 月にお配りしましたが、その際に付けた「教会建物復旧工事費 支援申請書」「教会付属・関係施設(幼稚園・保育園)建物復旧工事費 支援申請書」「教会付属・関係施設(幼稚園・保育園)放射能被害報告書」「信徒宅建物被害報告書」の集計に取り組んでいます。いただいた申請書の内容を読むと、関東教区はもちろんのこと教団全体で「被災教会の建物被害への支援」に取り組まなければならないことを知らされる思いです。

この申請書は、現在も受付を行っていますので、まだの教会はぜひ提出ください。また、教区全体の被害の把握にも用いますから、全額自己資金で行う場合も、申請書は提出いただきたいと思います。

地震の被害は、前触れもなく突然に襲って来、全く暴力的に破壊します。「備えのない中での被害」が地震による建物被害ですから、その再建は通常の建築・改築・修繕とは違うのです。具体的には、大きく 2 点の課題が起きています。

- ①被害の規模が大きくなればなるほど、再建計画を教会全体で合意するために時間が必要です。合意形成を無理に急ぐと、教会の一致に影響を与えかねません。
- ②資金の備えがない中での再建は、被災教会の大きな負担です。教会を支える信徒もまた被災をされています。このため、必要とする支援額が満たされることが、再建の前提となるのです。

教区として「被災教会の建物支援は、教団の『東日本大震災救援募金』(10 億円募金)へ！」を呼び掛けてきました。「被災教会への支援額を満たすため」です。引き続き、この募金への皆さまよりのご協力をお願いしたいと思います。「支援募金の推進」がどうしても必要です。

以上の願いから、教団より案内のあった「被災教会支援金配分要綱」に対しては、「支援額の確保」という観点から、「要望書」を教区議長並びに常置委員会名で、教団議長並びに常議員会及び対策本部宛に 2012 年 2 月 7 日(火)付けで出しました。

「被災教会支援」を巡っては、様々の意見があります。しかし、本当に大切なことは、被災した教会・幼稚園や保育園などの教会関連施設・アジア学院の建物被害の回復の成ることです。どのような道を辿ろうとも、「回復の成ること」へと導かれたいと願います。

ここで、「被災教会支援金配分要綱」への「要望書」を紹介しましょう。字数の関係から、内容部分のみを掲載します。

「被災教会支援金配分要綱」に関して

さて、2012年2月1日発行の「東日本大震災救援対策本部ニュース」Vol.02を拝見しました。その中で、「日本基督教団救援対策本部 活動報告」の中に、「被災教会支援金配分要綱」が作成され、「2012年3月を目処として、申し出調査を十分経て実施する」とありました。この「被災教会支援金配分要綱」ですが、「支援希望額の5割を目処とする」「支援希望額の5割を上限とした貸し出し制度を設ける」が骨子と思います。

これによると、被災教会は、献金や教会債等で自己資金を用意しても、なお更なる負担を強いられることとなります。「支援希望額とは、当該教会が懸命に努力してもなお不足する部分を希望する」のですから、「当該教会の懸命な努力に、更に努力を求める要綱」ではないでしょうか。

言うまでもないことですが、被災教会の会堂再建は、通常の会堂建築・修復とは異なります。突然に、一方的に建物が壊されました。そして、教会を再建すべき信徒もまた被災者です。従って、教団には、被災教会の精一杯の努力に対して、それを全面的に支援するという姿勢が求められるのです。特に、会堂・牧師館の建て直しという大規模な再建や、小規模教会の再建は、現状が大変に厳しいのです。

教団として、被災教会の精一杯の努力に対してそれを全面的に支援する姿勢を強く打ち出していただきたいと思います。

また、「支援希望額の5割を目処とする」「支援希望額の5割を上限とした貸し出し制度を設ける」が、「東日本大震災救援募金」の募金額の状況と関係しているのであれば、せめて「支援希望額の5割を支援し、貸出金に関しては募金状況によって貸出金を支援金に変更する」に変更をしていただきたいと思います。

「貸し出し制度」に関して

「被災教会支援金配分要綱」にある「貸し出し制度」は、その資金をどこから得るのでしょうか。また、この貸し出し制度に関して、「その規則は別に定める」とありましたが、仮に返済が滞った場合にはどうされるおつもりでしょうか。

いずれにしても、この貸し出し制度は、本来は「募金が目標に達するまでの間の建築のつなぎ資金」という性格のはずです。この点を明記されるようにお願いします。そして、この貸し出しに関しては、無利息で貸し出すことが当然のことと考えます。

関東教区ではすでに再建を終了した教会が複数あり、その内、益子教会と水戸自由ヶ丘教会は教団の支援を願っています。この支援要請に対して、お考えになった「被災教会支援金配分要綱」が適用されるとなると、益子教会と水戸自由ヶ丘教会は支援要請をした半額を、自分たちで負わなくてはなりません。けれども、この2教会とも規模の小さな教会で、自分たちでできる限りの資金を出しており、それ以上の負担は困難なのです。このような状況が今後他の教会でも起こりえます。被災教会の支援要請にはできるかぎり全額応えることのできるような「被災教会支援金配分要綱」となるように、見直しをしてくださるようお願いいたします。